

## 竹島問題について

立木外交政策委員長が見解

雑誌『世界週報』（時事通信社）編集部求めに応じ  
て、「一九七七年」二月二十八日、日本共産党中央委員会  
の立木洋外交政策委員長は竹島問題についてつぎのよう  
な見解をあきらかにしました。

一、二百カイリ時代をむかえ、日本の領海十二カイリ化にあたって、日本の漁業のうえからも竹島の帰属があらためて大きな問題となってきた。

竹島の帰属をめぐる紛争は一九五二年、「韓国」が李承晩ラインによって同島を一方的に囲いこみ、占拠したことから始まった。六五年の「日韓条約」締結にさいしても紛争は解決されなかった。朝鮮民主主義人民共和国も、竹島を朝鮮領土として主張している。

しかし、竹島は、一九〇五年に島根県に編入されて以来、半世紀にわたり日本領とされてきた。一九五一年のサンフランシスコ条約第二条a項も、竹島を、朝鮮にたいし放棄する島のなかに含め

ていない。

日本共産党は、日本の領有権の主張には、国際法上明確な根拠があると考える。

一、他方、竹島の帰属をめぐる歴史的状況についていえば、十九世紀末までは無価値な無人の岩礁であったこの島の帰属は、必ずしも文献的に明確ではなかった。

一九〇五年の日本の領有手続きについて、朝鮮民主主義人民共和国も「韓国」も、無効を主張している。明治政府が朝鮮植民地化を進めていた当時の状況からいって、この主張については検討すべき問題がある。

さらに朝鮮が南北に分かれており、日本政府が「韓国」とゆ着して米日「韓」軍事同盟を強化している状況は、竹島問題をいっそう複雑にしている。

このような複雑な経過と背景をもつ竹島問題は、なによりも相互の主権尊重、平和友好の精神と原則を優先させて解決される必要がある。

一、日本共産党は、領土問題の根本的解決は、「韓国」とのあいだではなく、統一された自主、独立の朝鮮との話しあいによっておこなわれるべきであることを主張する。

竹島問題を正しく解決するため、「韓国」は竹島の一方的占拠を中止すべきである。同時に、現在日本と「韓国」ともに公海の漁場として操業をおこなっている同島周辺の海域は、ひきつづき現状どおりの入りあい操業が継続されることは当然である。

〔赤旗〕一九七七年三月一日〕

## 【解説】 竹島問題の背景

共産党の立本外交政策委員長は、『世界週報』編集部  
の求めに応じて「一九七七年」二月二十八日、竹島問題  
についての日本共産党の見解をあきらかにしました。こ  
の機会に竹島問題の背景をさぐってみましょう。

### 古くから知られた島

竹島は島根県隠岐島の西北約百五十九キロメートル、朝鮮の鬱陵島の東南約九十二キロ、北緯三七度九分三〇秒、東経一三二度五五分の地点にある小さな島です。東島、西島と名づけられる二つの島とその周囲にある数十の岩礁からなり、その総面積は〇・二三九平方キロ、つまり東京の日比谷公園よりすこしひろいぐらいです。

同島は、南西にわずかに雑草がはえているだけで、樹木は一株もないはげ岩で、飲料水もなく、また全周が断崖で、海があれども船が避難できるところもないため、人が常住することはできません。

とはいえ、竹島は日本海航海者の好目標であったため、古くから日本人にも知られ、「松島」の名で文献にもあらわれてきた島です。

竹島(当時の「松島」)について最初に記述している日本の文献は、一六六七年(寛文七年)に出雲藩士の斎藤豊仙という人が、隠岐島を巡視したさいの見聞を編さんした『隠州視聴合記』(巻一)という本だとされています。

この本にはじまって、十七世紀後半になるといくつかの文献に現在の竹島(当時「松島」)の名があらわれ、当時から日本人が竹島について正確な知識をもっていたことや同島にさざえやあわびをとりについていたことが文献によってもあきらかになっています。

一方「韓国」側は、一四五四年刊の「世宗実録地理志」など十五世紀以来の古文獻にある「千山島」や「三峯島」が、今日の竹島(朝鮮名「独島」)だといっています。

#### 一九〇五年に日本領編入

しかし、立木見解でものべられているように、「十九世紀末まで無価値な無人の岩礁であったこの島の帰属は、必ずしも文献的に明確ではなく、竹島を「朝鮮附属」としていた日本側の文献もあります。

たとえば、朝鮮の内情をさぐってこいという使命をおび「外務省出任」として朝鮮に送りこまれた佐田白茅らが一八七〇年(明治三年)四月外務省に提出した「朝鮮国交際始末内探書」いわば、朝鮮についてのスパイ報告書には、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」という一項があります。ここにいう「松島」は現在の竹島、「竹島」は現在の鬱陵島です。この文献は「日本外交文書」(第三巻)に収録されています。

明治政府は、一九〇五年(明治三十八年)一月二十八日の閣議で同島を竹島という島名で、日本領とし島根県所属にすることを決定しました。

一九〇五年の竹島編入は、竹島であしか狛に従事していた隠岐島の中井養三郎が同島の「領土編入並に貸下願」を提出したことをうけたものでした。同年一月二十八日の閣議決定は、中井の願出を「審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレハ国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス」とのべています。

中井養三郎が竹島であしか狛に従事していたことを国際法上の「先占」と確認し、竹島の日本領編入が、国際法上も有効なものであるとしています。

そして、この閣議決定にもとづく内務大臣訓令をうけて島根県知事は、同年二月二十二日、「島根県告示第四十号」をもってこのことを公示しました。

竹島はこれ以来、日本領とされてきました。そして一九五二年に日「韓」間で紛争が起こるまで、どこからも異論が出たことはありません。

#### 「平和」条約でも除外せず

ところで、戦後一九四六年一月、連合国防司令部は鬱陵島、濟州島、伊豆諸島、奄美、沖縄などとともに、竹島を日本の行政領域外にすることを指令してきました。このこともあつて「韓国」は、サンフランシスコ「平和」条約で竹島は「韓国」領になったと主張しています。

しかしこれは、マッカーサー司令部自身も「小島しょ所属の最終決定にかんする連合国の指示と解すべきではない」と説明しており、竹島の日本領有を否定したものではありません。

そしてサンフランシスコ「平和」条約第二条a項は「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」と規定し、竹島については、朝鮮領とも日本領から除外するともしていません。サンフランシスコ「平和」条約によって、竹島にたいする行政権停止の占領軍指令も当然その効力を失い、経過にはちがいがあっても伊豆諸島、奄美、沖縄などが日本領に帰したと同じように、日本の行政領域に帰ることになったのです。

ところが、サンフランシスコ「平和」条約発効三ヵ月前の一九五二年一月十八日、「韓国」政府は、いわゆる「李承晩ライン」を一方向的に設定し、竹島をこのライン内にとり込み、竹島（朝鮮名は「独島」）を「韓国」領と主張しました。

日本政府がこれに抗議して、日本領を主張してきたのたいし、「韓国」政府は「独島は歴史上完全な韓国領土であり、日本はこれを奪取した」と主張しつづけています。こうして竹島の領有をめぐる日「韓」紛争がもたらがったのです。

なお朝鮮民主主義人民共和国も竹島（独島）を朝鮮領だと主張しています。しかし、朝鮮側の地図などには一九五八年ごろまで竹島（独島）を朝鮮領外においたものもあります。

日本政府は、一九六五年の「日韓条約」締結のさい、竹島の領有をふくめて一括解決するといっていました。が、実際には、解決されませんでした。「日韓条約」と同時にとりかわした「紛

争の解決に関する交換公文」では、「両国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする」ことを合意しました。

しかし、「韓国」政府は竹島問題解決の交渉にも応じていません。そして現在も海洋警備隊を常駐させ、「韓国」国旗をたてて軍事占拠をつづけているのです。

#### 真に公正な解決を

では、立木談話で「検討すべき問題がある」とのべられている、朝鮮民主主義人民共和国や「韓国」の主張とはどんなものでしょうか。

一言でいえば、日本政府の一九〇五年の日本領編入は、日本が「日韓議定書」（一九〇四年二月）、「日韓協約」（一九〇四年八月）を強制して、朝鮮の外交権を事実上掌握しており、朝鮮は島根県告示に異議をとえない余地さえない条件のもとでおこなわれたもので、無効であるといふ主張です。

この主張にたいし、日本側には「日韓協約」は「単に『日本政府の推せんした外国人一名を外交顧問として外部に備うこと』を規定したに止り現実に日本政府の推せんした外国人はアメリカ人であり、日本は韓国の外交権に干渉した事実はなく」「日本政府に抗議するを妨げなかつたのである」といった議論があります（田村清三郎「竹島問題の研究」）。外務省にもこれと類似の見解をのべたものがあります。

しかし、これは事実にも反する議論で、一九〇五年の日本と朝鮮との関係についていえば、日本が朝鮮の外交権を事実上うばっていったことはかくすことのできない事実です。

明治政府はすでに一九〇四年（明治三十七年）五月三十一日に閣議決定した「対韓施設綱領」で、もし外交を韓国当路者に一任すれば、危険な事態になるかもしれないから、「外交案件の処理に関してはあらかじめ帝國政府の同意を要する旨を約せしむるを期す」こと、この企画遂行前にも、外交顧問官をいれて外政の監督をおこなうこと、そして外交顧問はむしろ外国人をもってこれにあて、帝國公使の下にその職務をとらせれば「内外に対し円滑に我目的を達し易かるべし」ときめていました。

この手のこんだ方針にそって結んだ「日韓協約」で日本は、朝鮮に、日本の推薦する外交顧問（アメリカ人）をおかせ、事実上、朝鮮の外交権をうばったのです。だからかりに当時朝鮮が日本の竹島領有にたいする異議をもっていたとしても実際上異議をとなえることができなかつたことは事実といえましょう。

明白な歴史上の事実をまげたり、内政干渉と侵略を合理化するような態度をとったのでは竹島問題の公正な解決はできません。立木談話はこのことをいつているのです。

もちろんこのことは、日本共産党が竹島は日本領ではなく朝鮮領だと主張していることを意味するものでも、「韓国」による一方的な竹島占拠を容認するものでもありません。

立木談話がいうように、「複雑な経過と背景をもつ竹島問題は、なによりも相互の主権尊重、平和友好の精神と原則を優先させて解決される必要があり、そのためには、根拠ある主張に

は、問答無用の態度をとってはなりません。

〔赤旗〕一九七七年三月二日）